

事業群評価調書(令和元年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	警察本部交通企画課
施策名	(2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	課(室)長名	松岡 隆
事業群名	② 交通安全対策の推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進します。					(取組項目) i) 交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚 ii) 関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進 iii) 交通環境の整備 iv) 交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持				
事業群	指標	基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	交通安全教育の受講者数	目標値①	40万人	40万人	40万人	40万人	40万人	40万人 (毎年)	交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町を始めとした関係機関・団体等と緊密に連携しながら、幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全教育を実施した結果、平成30年中の目標値を上回った。
		実績値②	475,968人	456,244人	452,502人			進捗状況	
		②/① (達成率)	118%	114%	113%			順調	

2. 平成30年度取組実績(令和元年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 平成30年度事業の実施状況 (令和元年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				平成30年度事業の成果等	中核事業	
				H29実績	H30実績	R元計画			うち一般財源	人件費(参考)	指標	主な目標			H29目標
1	取組項目 i	交通安全教育推進事業	—	39,001	33,508	196,322	歩行者 運転者	警察では、道路交通法の規定に基づき、安全運転管理者等に対して法定講習(安全運転管理者講習26回、副安全運転管理者講習8回)を実施したほか、地域交通安全活動推進委員として250人を委嘱し、同委員による交通安全活動等を通して、県民の交通安全意識の高揚を図った。 このほか、知事部局や関係機関・団体と連携して、交通事故発生状況の分析結果に応じた、幼児から高齢者までの歩行者及び職場・高齢者・若年者・二輪車利用者等の運転者に対する参加・体験・実践型を始めとした交通安全教育を実施した。	活動指標	交通安全教育実施回数(回)	7,000	6,501	92%	●事業の成果 ・交通安全教育の実施回数にあっては、平成29年と比べて増加したものの、目標の7000回は達成できなかった。受講人数にあっては、平成29年中と比べてやや減少したものの、受講人数の目標は達成した。 ・この理由は、従来の集合・講義型の講習から、より、自らの身体能力を理解し、その能力に応じた安全な行動に結びつけることができる効果的な参加・体験・実践型の講習に教育内容を変更したためである。参加・体験・実践型の交通安全教育は、1回の講習の時間が長くなり、受講人数が減少することから、回数は増加したものの、受講人数が減少した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・継続して交通安全教育を推進したことにより、県民の交通安全意識の高揚が図られ、交通事故の発生件数及び負傷者数は平成に入って最少、交通事故による死者数は36人で昭和29年以降最少となり、交通事故の抑止に寄与した。	○
				37,969	32,305	187,906			7,000	6,604	94%				
		30,923		27,773	187,365	成果指標			交通安全教育受講人数(人)	400,000	456,244	114%			
						400,000			452,502	113%					
		交通安全企画課						400,000							

2	取組項目 i	「なくそう！高齢者の交通事故」総合対策事業	(H30 終了) H28-30	3,702	3,702	3,220	県民全体 高齢者	交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、高齢運転者を対象とした参加・体験型講習会を県内4か所で開催するとともに、安全運転サポート車の体験試乗を13回実施するなど、高齢運転者の交通事故防止対策を推進した。 また、高齢者交通安全教育指導者研修会を開催して、地域における高齢者の交通事故防止推進力の強化を図るとともに、各種機会を通じて反射材着用の普及啓発に取り組むなど、高齢歩行者の交通事故防止対策を推進した。	活動指標	参加体験型講習会開催数(回)	4	4	100%	●事業の成果 ・高齢運転者を対象とした参加・体験型講習会を目標回数達成したほか、高齢者交通安全教育指導者研修会を開催した結果、平成30年中の交通事故による高齢者の死者数は17人であり、全死者数に占める高齢者の死者数の割合が、平成15年以来15年ぶりに50%を下回った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・高齢者の運転中における交通事故死者数は7人であり、前年から3人減少するとともに、高齢者の負傷者数も前年より減少するなど、高齢者の交通事故抑止に寄与した。	○
		交通・地域安全課	2,940	2,940	3,189	成果指標			H29:高齢者の交通事故死者数(人)	30以下	35	85%	H30:高齢者の運転中の交通事故死者数(人)		
3	取組項目 ii	「高齢者交通安全チャレンジ」総合対策事業	(R元 新規) R元-R2				県民全体 高齢者	交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、高齢者を交通事故の被害者及び加害者としなため、先進安全技術の普及啓発を推進するなど、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発を総合的に実施する。	活動指標	安全運転モニタリング事業モニター数(人)	100			—	○
		交通・地域安全課	7,239	7,239	3,189	成果指標			高齢者の運転中の交通事故死者数(人)	7以下			モニター期間中の参加者無事故達成率(%)		
4	取組項目 ii	交通安全対策推進事業	S46-	6,904	6,904	5,632	県民全体・ 関係機関・ 関係団体	交通安全対策基本法等に基づいて交通安全対策会議を開催し、「第10次長崎県交通安全計画(平成28年度～令和2年度)」に基づき、「平成30年度長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。 また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集し、県民の交通安全意識の高揚を図った。	活動指標	交通安全対策会議開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・平成30年5月22日に交通安全対策会議を開催し、平成30年度交通安全実施計画を策定した。 ・県内小中高校から、図画1,129点、作文98点の応募があり、優秀作品は平成31年2月15日に開催した長崎県交通安全推進県民協議会総会において表彰し、図画は令和元年度の交通安全運動のポスター等に活用して、交通安全意識の高揚を図った。県民の交通安全意識の高揚が図られた結果、交通事故の発生件数及び負傷者数は平成に入って最少、交通事故による死者数は36人で昭和29年以降最少となり、交通事故の抑止に寄与した。	○
		交通・地域安全課	6,710	6,710	5,580	成果指標			H29:年間の交通事故死者数(人)	38以下	47	80%	H30:交通安全実施計画の策定		
				6,802	6,802	5,581				策定					

5	交通安全運動推進費	S51-	1,643	1,643	5,230	県民全体・関係機関・関係団体	交通安全対策基本法等及び長崎県交通安全推進県民協議会規約に基づき、市町及び関係機関・団体と一体となって、全国交通安全運動(春・秋)を始め、交通安全県民運動(夏・年末)、交通安全の日(毎月20日)県民運動、高齢者交通安全推進県民運動、飲酒運転追放県民運動、シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動等を県内一円にわたって展開した。特に、春の全国交通安全運動においては、知事出席の下、県庁で出動式を実施し、県民に交通安全を呼び掛け、ニュースや新聞にも大きく取り上げられるなど、県民の交通安全意識の高揚を図った。	活動指標	交通安全運動ポスター配布数(枚)	26,000	27,615	106%	●事業の成果 ・平成30年中の交通安全運動期間中における交通事故件数は224件であり、目標の271件以下を達成した。 ・平成30年中の交通事故死者数は36人であったが、交通死亡事故多発警報の発令はなかった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・県民の交通安全意識の高揚が図られた結果、発生件数及び負傷者数は平成に入って最少、交通事故による死者数は36人で昭和29年以降最少となり、交通事故の抑止に寄与した。
			1,120	1,120	5,182			成果指標	H29:年間の交通事故死者数(人)	38以下	47	80%	
			1,449	1,449	5,183			成果指標	H30:交通安全運動期間中の交通事故件数(件)	271以下	224	100%	
交通・地域安全課								成果指標	発令期間中の交通死亡事故件数(件)	0	2	—	
6	交通安全指導員等育成費	S48-	43,713	43,713	4,022	①交通安全推進関係団体 ②市町交通安全指導員	交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、下記事項を推進した。 ①交通安全の街頭指導、幼児・児童・生徒や高齢者に対する交通安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置するとともに、研修会を通じて交通安全指導員の指導力の向上を図り、その活動によって各地域における交通事故の防止を図った。 ②市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を中心とする研修会を県内ブロック別に実施し、交通指導員の指導力向上を図った。	活動指標	交通安全指導員研修会開催回数(回)	4	4	100%	●事業の成果 ・交通安全指導員や市町交通安全指導員の研修により、交通安全指導員の資質向上、交通安全のリーダーとしての意識向上等が図られた結果、目標を達成した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・交通安全指導員及び交通安全指導員による交通安全教育等が実施されたことにより、県民の交通安全意識の高揚が図られ、その結果、交通事故の発生件数及び負傷者数は平成に入って最少、交通事故による死者数は36人で昭和29年以降最少となり、交通事故の抑止に寄与した。
			43,879	43,879	3,986			成果指標	研修会開催回数(回)	10	10	100%	
			45,443	45,443	3,987			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%	
交通・地域安全課								成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	1	100%	
7	交通安全母の会育成費	S53-	747	747	1,609	交通安全推進関係団体	交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づいて、「交通安全は家庭から」をスローガンとして交通安全活動を実践する母の会の活動がより効果的に推進されるよう、長崎県交通安全母の会連合会へ補助金を交付するとともに、活動の活性化を図った。	活動指標	交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・交通安全キャラバン事業、高齢者宅訪問活動等を積極的に展開した結果、目標を達成した。 ・平成30年中、子供による交通死亡事故が1件発生したものの、全体的子供の交通事故発生件数は前年と比べて減少しており、子供の交通事故抑止に寄与した。
			680	680	1,594			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	0	100%	
			678	678	1,595			成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	1	100%	
交通・地域安全課								成果指標	年間の子供の交通事故死者数(人)	1以下	1	100%	
8	交通安全確保業務	H15-	5,211	0	0	交通安全確保業務嘱託職員	交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。	活動指標	H29:特殊車両通行許可審査を行うことで、道路交通の安全確保を行う。	数値目標なし	安全確保	—	●事業の成果 ・嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・道路交通の安全が確保され、交通事故の抑止に寄与した。
			5,098	0	0			成果指標	H30:パトロール実施回数(各振興局ごとの平均回数)	36	44	122%	
			5,123	0	0			成果指標	H29:パトロール等による適正な道路管理	数値目標なし	適正管理	—	
道路維持課								成果指標	H30:不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	0	0	100%	
								成果指標	H30:不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	0	0	100%	

9	取組項目	交通安全施設整備事業	—	1,433,483	632,146	177,817	道路利用者	交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、バリアフリー対応の信号機・標示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。	活動指標	交通信号機の新設(基)	9	9	100%	●事業の成果 ・交通の安全と円滑のバランスに配慮した交通環境を構築するため、平成30年度には新たに8基の信号機を整備するなどした。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・交通安全施設の整備を推進したことにより、安全な道路環境が整備され、交通事故の抑止に寄与した。	○
				1,334,757	599,239	176,712			成果指標	H29:交通事故(人身)発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)	6以下	1	100%		
		交通規制課		1,107,325	590,745	176,203			設置前以下						
10	取組項目iii	運転免許行政の推進事業	—	571,144	571,144	462,645	運転免許保有者新規取得者	運転免許新規取得者に対する各種試験や運転免許証更新時における更新時講習等、運転免許行政全般を適正に実施した。 高齢運転者対策として、高齢者の運転適性について相談しやすい環境を構築するため、認知機能検査の結果、運転免許証を自主返納し、又は免許取消となった高齢者等に対してその居住する市町が行っている支援等施策を紹介する。支援を希望する高齢者には氏名等の個人情報を警察から市町等に提供することの同意を得て、情報を市町に提供する制度を、県長寿社会課と連携して構築した。	活動指標	運転適性相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	946	—	●事業の成果 ・運転適性相談を含む運転免許行政全般を適正に実施するとともに、運転免許証を自主返納した高齢者等の情報を警察から市町等に提供する制度を運用した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・運転免許行政を適正に推進したことにより、道路利用者の適正化を図り、交通事故の抑止に寄与した。	○
				553,010	553,010	418,990			成果指標	H29:診断書受領件数(件)	数値目標なし	865	—		
		運転免許管理課		705,578	705,578	417,785			H30:運転適性相談に基づく行政処分件数(件)	数値目標なし	136	—			
11	取組項目iv	交通秩序の維持事業	—	242,060	210,086	2,182,880	運転者	平成29年度の交通事故発生状況を分析した結果、交通事故の約半数が交差点及び交差点付近で発生していたことから、横断歩行者妨害を始めとした交差点関連違反の交通指導取締りに重点をおくとともに、悪質性の高い飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等の交通指導取締りを推進した。	活動指標	悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	33,664	—	●事業の成果 ・交差点関連違反及び悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通秩序の維持を図ったことにより、目標を達成した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・平成30年中の交差点及びその付近における交通事故は2,130件で、前年と比べて406件減少したほか、同所における交通事故による死者数は10人で、前年と比べて9人減少し、交通事故の抑止に寄与した。	○
				265,076	232,224	2,162,918			成果指標	交通事故発生状況(過去3年間の平均件数以下)	6,080以下	5,291	100%		
		交通指導課		261,029	224,497	2,181,413			5,688以下	4,641	100%				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i)	交通安全教育の推進による交通安全意識の高揚 ・交通安全教育等の推進に関しては、幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全教育等を実施し、県民の交通安全意識の高揚を図ったことで交通事故発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも前年より減少し、中でも死者数は36人と現行の警察制度が発足した昭和29年以降の統計で最少となった。 ・平成30年中の交通事故の第1当事者(原付以上)の年齢層別では、高齢運転者が第1当事者となる交通事故が最も多いことから、特に高齢運転者の交通安全教育を推進し、交通事故の総量抑止を図る必要がある。
ii)	関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進 地域の交通安全活動の中核を担う交通指導員、交通安全指導員及び交通安全母の会に対する活動支援、各種研修会等の実施を通じて、幼児・児童・高齢者を始めとする歩行者の安全の確保及び県民の交通安全意識の高揚が図られた。また、交通安全キャラバン事業、高齢者宅訪問活動等を積極的に展開したことによって、県民の交通安全意識高揚が図られた。引き続き、関係機関・団体と緊密に交通安全対策を推進する。

iii) 交通環境の整備

- 交通安全施設の整備に関しては、限られた予算の中、危険度に応じた各種安全対策として、
 - 事故の発生状況、県民からの要望等により把握した箇所について検討を行い、道路交通の実情に適応した交通規制の新設及び見直し並びに信号機の設置
 - 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するための「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策の推進
 - 道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見して適切な対策を講ずる二次点検プロセスの推進
(二次点検プロセス:交通死亡事故等の重大事故が発生した場合においては、道路管理者等の関係者と共に現場診断(一次点検)を実施し、再発防止のための道路交通環境の改善を図っているところ、これらの対策は、同様の道路交通環境にある他の道路においても効果的であることから、効果の期待できる道路において道路管理者と共に現場点検(二次点検)を行い、道路交通環境の改善を図っている。)
 - 円滑で事故のない交通流確保のための光ビーコンの整備等高度道路交通システム(ITS)の推進等の対策を推進したことにより、交通事故が抑止されている。
- ・運転免許行政の推進について、運転免許証を自主返納又は免許取消しを受けた高齢者を対象とした市町等に対する情報提供制度の運用により、対象者197人に対して制度の活用を図った結果、52人の情報を市町等に提供することができた。引き続き、同制度の活用を推進し、その効果や問題点を抽出しながらより効果的な相談体制の構築に努める。

iv) 交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持

全交通事故の約半数を占める交差点及び交差点付近の交通事故を減少させるため、横断歩行者妨害を始めとする交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを実施するとともに、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反及び県民からの要望を踏まえた交通指導取締りを推進したことで、交通事故発生件数については発生件数・負傷者数ともに減少しており、交通秩序の維持に寄与している。引き続き、交通事故発生状況をその都度分析し、情勢に応じた交通指導取締りを実施することにより、交通秩序の維持を図る。

4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容	令和2年度事業の実施に向けた方向性		
			(令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しが無い場合は「―」と記載)	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	交通安全教育推進事業	交通事故発生状況の分析結果に基づく参加・体験・実践型の講習を実施していくほか、平成30年から本格実施している交通事故歴を有する高齢者宅訪問については、対象者の選定や訪問指導の内容について改善し実施している。 また、知事部局が本年度から実施する「高齢者交通安全チャレンジ」総合対策事業に係る「安全運転モニタリング事業」については、高齢者の選定に係る連携を図っているほか、実施結果を共有する等して、今後の交通安全教育に活かす予定である。	② ⑤	交通事故発生状況の分析結果に対応した交通安全教育を実施するほか、参加・体験・実践型の講習を関係機関・団体と連携して行い、より効果的な交通安全教育に取り組むこととしている。	改善
3		「高齢者交通安全チャレンジ」総合対策事業	R元新規	②	本事業は令和元年度からの新規事業であり、高齢者を交通事故の被害者としないために効果的な交通安全教育、反射材の着用普及啓発等を推進するとともに、高齢運転者を加害者としていないために「安全運転見える化」モニタリング事業、安全運転サポート車の普及啓発を推進するなど、高齢者を中心とした交通安全教育、啓発等を総合的に実施する。令和2年度においては、事業の効果及び問題点を抽出し、より効果的に改善して実施する予定である。	改善
4	取組項目 ii	交通安全対策推進事業	—	—	平成28年度から令和2年度までの交通安全に関する総合的な指針となる「第10次長崎県交通安全計画」に基づき、令和2年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から、交通安全図画・作文を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
5		交通安全運動推進費	交通安全死亡事故が連続して発生し、交通安全死亡事故多発警報発令が懸念される場合においても、迅速な広報周知啓発を実施し、早期の交通安全死亡事故の抑止を図ることとしている。	②	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るためには、各季の交通安全運動を推進していく必要があることから、本事業を継続していく。 また、交通安全死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通安全死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため、本事業を継続していく。	改善

6		交通安全指導員等育成費	交通安全指導員の高齢者交通安全教育指導能力の向上を図ることとしている。	②	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから、本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、今後は、交通安全指導員による高齢者への交通安全指導を充実させていく必要がある。 市町交通指導員は、各地域の交通安全維持に必要不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通指導員への指導教育を行って交通指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続していく。	改善
7	取組項目 ii	交通安全母の会育成費	—	—	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践していることから、継続して育成指導を行う。 また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、様々な交通安全活動を献身的にボランティアで行い、交通事故抑止に大きく貢献していることから、本事業を継続していく。	現状維持
8		交通安全確保業務	—	—	令和元年度は、嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。令和2年度以降も、道路交通の安全確保を図っていくためには、引き続き、適正な道路維持管理が不可欠であることから、本事業を継続していく。	現状維持
9	取組項目 iii	交通安全施設整備事業	—	⑨	令和2年度においても、道路の新設改良、県民からの要望等による信号機の新設、交通管制システムの高度化及び更新、道路利用者に分かりやすい標識・標示の設置及び維持管理等を推進していく。 また、外国人観光客等対策として、押ボタン式信号機の表示板を日本語・英語・中国語・韓国語の4カ国語表記の板に改善し、新設、更新等の際における設置を推進している。 信号機、道路標識等の設置・管理による交通規制については、道路交通法第4条において、都道府県公安委員会の権限とされており、道路の新設・改良、地域開発、道路利用者の変化等に伴い、交通環境は毎年変化することから、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ、本事業を継続していく。	改善
10		運転免許行政の推進事業	・平成30年に運用を開始した情報提供制度については、運転免許証を自主返納するなどした利用者から「市町の施策を紹介・サポートしてもらい大変助かった。」等の感謝の言葉があるなど効果が認められるとともに、問題点も認められないことから、同制度を引き続き積極的に推進している。	② ⑤	運転免許証を自主返納した高齢者等を対象とした市町等への情報提供制度については、平成30年に運用を開始した結果、高齢運転者対策として効果が認められ、今後利用者の増加が予想されることから、今後も利用者に対する効果や問題点を抽出し、市町との更なる連携など必要性に応じて改善しながら、推進していくこととしている。	改善
11	取組項目 iv	交通秩序の維持事業	令和元年においては、平成30年中の交通事故状況の分析結果、県民からの要望、増加する訪日外国人旅行者の情勢等を踏まえるとともに、本年度から新たに導入予定である可搬式オービスによる交通取締りも含め、交通事故実態に応じた交通指導取締り計画を策定し、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進している。	②	令和2年においても、引き続き、交通事故発生状況を分析・検討することとしており、交通指導取締りの在り方については、交通事故実態に応じた取組となるよう随時見直しを図り、交通秩序の維持に貢献していくこととしている。	改善

注：「2. 平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、平成30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができていないか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せていないか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られていないか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点